

卷 頭 言 — 記紀批判と木簡 —

一九六一年に平城宮跡で木簡が発見されてから二十三年たつ。この間、日本の各地で出土した木簡は、平城宮跡の二万五千点以上、藤原宮跡の約六千五百点を筆頭に、総数約三万五千点とも四万点近いともいわれ、おびただしい数に達している。もはや木簡を抜きにして日本の古代史を語ることはできない。

しかしそれにしても、木簡がとくに新史料として威力を発揮するのは、記紀など従来の文献史料の信憑性が問題になる七世紀およびそれ以前の歴史においてである。顕著な例としては、一九五二年に井上光貞氏が提起されて以来、久しく論議の対象となっていた「郡評問題」が、一九六七年に藤原宮跡から出土したいわゆる評木簡で解決したことが挙げられる。

この問題の解決は、郡制が大宝令によって始まることを確定しただけでなく、「大化改新詔」が大宝令によって潤色されていることを明らかにした点においても、大きな意義をもつ。これにより大化改新の史実性への疑惑がいつそう深まったのであるが、一九七五年には、それとは逆に改新詔の評価を高める木簡が飛鳥京跡から出土した。いわゆる「白髪部五十戸」木簡（以下「白髪部」木簡という）である。周知のように大化改新詔第四条の仕丁に関する凡条に、「毎五十戸二人、以充諸司」とあるが、五十戸一里の制の実施は早くみても庚午年籍作製の六七〇年以降で、凡条にみえる五十戸制が大化期にあったとは認めがたい、とするのが学界の大勢であった。ところが「白髪部」木簡は、同一地点から「大花上」木簡が伴出したことなどにより、六六四（天智三）年以前のものと推定され、五十戸一里制が天智朝以前に存した可能性が生じてきた。

もちろん「白髪部」木簡は、白髪部が五十戸でまとめられていたことを意味するだけで、それが直ちに五十戸一里制の存在

の証明にはならないし、ましてそれで上記凡条の文言まで信用できるとは思わないが、大化・白雉期に評制の施行とあいまって、地方制度に関する何らかの改革が行なわれたことを想像させる。伊場遺跡の第二十一号木簡に「五十戸造」の氏姓が見えることも五十戸制の起源が斉明ないし孝徳朝にさかのぼることを示唆する。

このように木簡は大化改新の記事に対し、否定・肯定両面の史料を提供しているのであるが、それとは別に藤原宮跡から一九六七年度の調査で、「論語」と「千字文」との習書木簡が出土したことは、記紀批判の上での重要な発見であった（東野治之氏）。それは藤原宮の下級官人が論語・千字文を習字の手本としていたことを意味し、応神朝に博士王仁がこの両書を日本に伝えたという古事記の説話を想起させる。この説話の成立は、古事記の編纂のすめられていた持統―元明朝に、論語・千字文が現実には官人の教科書として重んぜられていたことに基づくであろう。記紀の潤色には、きわめて新しい時期に加えられたものがあることが知られる。

こうしたことを書いている折も折、大阪市平野区長吉の七世紀後半の遺跡から、「富官家」と墨書された土師器の出土が、十月十三日の新聞に報じられた。ミヤケは日本書紀では多く「屯倉」と書かれ、「官家」の表記はほとんど朝鮮のミヤケに対して使用される。そのため、この表記は百済本記など百済側の編纂物に使用されたのを書紀編者が踏襲し、朝鮮関係の宣化元年紀や大化元年八月紀にみえる「官家」は書紀編者の造語と推定される（弥永貞三氏）というのが有力説であった。「官家」土器の発見はこの推定を覆し、逆に「官家」の表記を用いた大化元年八月紀の詔文の信憑性を高めるかに見える。この遺跡から木簡が出土すれば事態はいっそう明らかになるであろう。

記紀批判の上で木簡の果たす役割の大きいことを、ますます強く感ずるのである。

（直木孝次郎）